

「選定療養費制度」のお知らせ

○選定療養費とは

平成14年4月1日から、同じ病気で病院（診療所）に通算180日を超えて入院されている患者様は、一部負担金以外に入院医療費（入院基本点数）の15%をご負担していただく制度です。

○180日を超える場合と対象外になる場合について

180日の期間とは、当院における入院期間だけではなく、他の病院（診療所）に入院されていた期間も含まれます。過去3ヶ月以内にいずれかの病院（診療所）に入院されていた患者様は受付までお申し出ください。

ただし、病院（診療所）を退院された後、別の病気で入院した場合や3ヶ月以上病院（診療所）に入院しなかった場合、また介護老人保健施設や介護保険施設、介護療養型医療施設等に入所（入院）されていた場合は通算されず、次の入院の時から新たに入院期間を計算することになります。難病や重症等の患者様については、選定療養費の対象にはなりません。

（※選定療養費の対象外となる方の基準が決められております。詳しくは受付窓口にお問い合わせ下さい。）

○ご負担いただく料金について

地域一般病棟入院基本料3（15対1） 1日につき 1,650円

○入院期間の確認と退院証明書の提出について

当院に入院されるまでの3ヶ月間にどれくらいの期間、他の病院（診療所）に入院していたか分からない場合は、以前入院されていた病院（診療所）にお問い合わせの上、主病名と入院期間をご確認ください。また、以前の退院に際して「退院証明書」が発行されていた場合はご提出をお願いします。

○正確な入院履歴の申告と損失費用の請求について

この制度では、患者様は入院時にご自分の入院履歴を正確に病院（診療所）に申告することが義務づけられており、入院履歴等について虚偽の申告を行った場合には、それにより発生する損失（選定療養費用）について後日、費用徴収が行われる可能性がありますので、十分にご留意ください。

☆患者様は入院医療費の一部負担以外に負担が増えることとなりますが、医療機関は本来の保険収入から選定療養費費用分が引かれますので、医療機関の収入が増えるわけではありません。